

日本側資料（加算税）

I. 加算税制度の概要

申告納税方式による日本の国税は、納税義務を確定させる重要な意義を有することから、その適正性を担保するため、行政制裁としての加算税制度が設けられており、国税通則法に規定されている。

なお、当資料において、法律名の記載が無い条文については、全て国税通則法の条文である。

加算税の種類	原則税率	根拠条文	内容概要
過少申告加算税	10%	第 65 条	申告額が実際より少なかった場合に課税される
無申告加算税	15%	第 66 条	期限内に申告しなかった場合に課税される
不納付加算税	10%	第 67 条	源泉所得税などを法定期限までに完納しなかった場合に課税される
重加算税	35%	第 68 条	仮装・隠蔽などの不正があった場合に課税される

また、個別税法には罰則のうち、刑事罰（主に法定刑）について規定されている

II. 加算税制度の意義と課題

意義	課題
・税務コンプライアンスの向上： 納税者に正確な申告を促す抑止力	・税率の高さによる過度な負担： 特に重加算税は 35%と高率で、事業者の資金繰りに影響することも
・公平性の確保： 不正を行った者に対して適切な負担を求める	・適用判断の曖昧さ： 仮装・隠蔽の認定が主観的になりやすく、争いの原因となる
・税収の補完： 税務調査による追加徴収で税収を底上げ	

III. 減免措置について

国税通則法で減免措置を定めているが、条件（一定の場合）について施行令で定めている。また、留意すべき事項について、それぞれの税目の事務運営指針で定めている。

加算税の種類	根拠条文	内容
少額不徴収	119 条 4 項	5,000 円未満賦課せず
過少申告加算税	65 条 1 項かつこ書 6 項	調査事前通知後自主的修正・完納 5%軽減 自主的修正申告 不適用（免除）
無申告加算税	66 条 1 項ただし書 8 項 9 項	正当な理由 不適用（免除） 自主的申告 5%に軽減 一定の条件で不適用 条件は施行令 27 条 2 項 2
不納付加算税	67 条 1 項ただし書 2 項 3 項	正当な理由 不適用（免除） 自主的納付 5%軽減 一定の条件で不適用 条件は施行令 27 条 2 項 2

IV. 加重措置及び軽減措置

近年の改正では、公平性を確保し、コンプライアンスをより向上させるために、税率をさらに引き上げる（加重措置）、または引き下げる（軽減措置）制度が導入されている。

【加重措置】

特定の状況下では、加算税や重加算税の税率がさらに引き上げられる。

種類	加重税率	根拠条文	内容
短期累犯加重	10%	66条6項1号 68条4項1号	過去5年以内に無申告加算税または重加算税を課されたことがある場合、税率が10%加算される
連年無申告加重	10%	66条6項2号 68条4項2号	前年、前々年分の国税について無申告により無申告加算税又は重加算税が課された場合、再び未申告行為を行った場合、税率10%が加算される
不記帳加重	5% or 10%	65条4項 66号5項	事業者が適切な会計帳簿を備えず、その結果として申告漏れが生じた場合、売上金額の不記載の割合に応じて最大で10%の税率が加算されることがある
国外財産調書 /財産債務調書に係る加重	5%	国外送金等調書法 6条3項 6の3条2項	納税者が国外財産調書や財産債務調書を提出しなかったり、記載が不十分だったりした結果、申告漏れが生じた場合、5%の税率が加算される
スキヤナ保存・電子取引に係る加重	10%	電子帳簿保存法 8条5項	電子データに関して仮装隠蔽があった場合に、税率が10%加重される

【軽減措置】

種類	軽減税率	根拠条文	内容
国外財産調書 /財産債務調書に係る軽減	△5%	国外送金等調書法 6条1項 6の3条1項	申告漏れが発覚した場合でも、関連する国外財産が提出済みの国外財産調書や財産債務調書に適切に記載されていれば、納税者は5%の軽減措置を受けることができる
優良な電子帳簿の利用に係る軽減	△5%	電子帳簿保存法 8条4項	一定の要件を満たす「優良な電子帳簿」を使用して会計処理を行っている納税者は、過少申告加算税について5%の軽減措置を受けられる場合がある

V. 延滞税について

税金が定められた期限までに納付されない場合には、原則として法定納期限の翌日から納付するまでの日数に応じて、利息に相当する延滞税が自動的に課される。具体的には次のような例がある。

- ・申告などで確定した税額を法定納期限までに完納しないとき
- ・期限後申告書または修正申告書を提出した場合で、納付しなければならない税額があるとき
- ・更正または決定の処分を受けた場合で、納付しなければならない税額があるとき

VI. 具体的事例

i 減免措置【ストックオプション 過少申告加算税の正当な理由】 最高裁 2006. 10. 24

課税庁が従来の取扱いを変更しようとする場合には、法令の改正によることが望ましく、仮に法令の改正によらないとしても、通達を発するなどして変更後の取扱いを納税者に周知させ、これが定着するよう必要な措置を講ずべきものであるところ、課税庁は、1998年ころから、外国親会社から日本子会社の従業員等に付与されたストックオプションの権利行使益の所得税法上の所得区分を、一時所得から給与所得に変更したにもかかわらず、その変更した時点では通達によりこれを明示することなく、2002年6月の所得税基本通達の改正によって初めて変更後の取扱いを通達に明記したというのであるから、少なくともそれまでの間は、納税者において、これを一時所得に当たるものと解し、その見解に従って上記権利行使益を一時所得として申告したとしても、それには無理からぬ面があり、それをもって納税者の主観的な事情に基づく単なる法律解釈の誤りにすぎないものということはできず、以上のような事情の下においては、納税者がストックオプションの権利行使益を一時所得として申告し、同権利行使益が給与所得に当たるものとしては税額の計算の基礎とされていなかったことについて、真に納税者の責めに帰することができない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することは不当又は酷になるというのが相当であるとして、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」が認められた事例

ii 重加算税【税理士に秘匿した相続財産】

関与税理士に被相続人の預け金及び生前贈与財産の存在を秘匿した行為は、隠ぺい、仮装と評価すべき行為に該当し、重加算税の課税要件を充足するとされた事例

納税者は、父に係る相続税の申告をしたところ、税務署長から生前贈与及び相続財産の一部（納税者名義口座に入金された預け金及び贈与金）を隠ぺい又は仮装したとして重加算税の賦課決定処分を受けた。納税者は隠ぺい、仮装と評価すべき行為はないと主張し、その取消しを求めて出訴した。なお、納税者は、税理士に対し、預け金及び贈与金の存在を明らかにせずに相続税申告の依頼をし、父から3年以内に受けた贈与はない旨の回答をして、預け金及び贈与金の記載のない父の財産の一覧表を提出していた。

福岡地裁は、納税者が、当初から過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在するものとして、重加算税の課税要件が満たされると解した。そして、納税者は、税理士に預け金及び贈与金の記載のない申告書を作成させるべく、税理士にこれらの存在を積極的に秘匿したものであり、このような納税者の行為は、過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動に当たり、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在するものとして、重加算税の課税要件を満たすと判断した。